

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ(無料) (厚生労働省委託事業)

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会
広島支部

労働安全衛生法が改正され、 職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となりました

平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 82 号)が公布され、平成 27 年 6 月 1 日から施行されました。

「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりましたので、今後は、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められています。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。このたび、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することとしましたので、ふるって参加いただきますようご案内申し上げます。

記

- ・日 時:平成 28 年 10 月 3 日(月)13 時 30 分～16 時 00 分
- ・場 所:広島工業大学 広島校舎2F 201 研修室
(広島市 中区 中島町 5-7 TEL 082-249-1251)
 - ①市内電車:広島駅にて紙屋町経由宇品行きで「袋町」または「中電前」下車徒歩6分(元安川を渡り平和
大橋西詰南へ 50m)
 - ②広島バス(赤バス):広島駅にて吉島行きで「平和記念公園前」下車徒歩 3 分(平和
大橋西詰南へ 50m)
 - ③徒歩:バスセンターから平和公園を抜け、100m 道路向かい側の土谷病院の裏側、徒歩で約 15 分
- ・内 容:① 受動喫煙による健康への有害性(広島県健康福祉局がん対策課殿担当予定)
② 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組
(安衛法改正の内容含む。厚生労働省又は広島労働局健康安全課殿担当予定)
③ 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備
(広島市健康福祉局保健部、労働衛生コンサルタント担当予定)
④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介(同上)
- ・対 象:事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など
- ・参加費:無料(テキスト等も無料)
- ・申込期限:9 月 23 日
- ・参加要領:以下の申込書に必要事項を記入の上、下記へファックス又はメールにて申し込んでください。
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会広島支部
(TEL/FAX:082-208-4888/208-4899、E-mail:jashconpeace@hi2.enjoy.ne.jp)
(730-0805)広島市中区十日市町 2-1-25 セントラル瀬戸内 404 号室 以上

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会参加申込書 ファックス番号:082-208-4899 (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会広島支部

10 月 3 日の説明会に参加します。

・参加者のお名前・所属部署:

・事業場のお名前:

・事業場の(郵便番号)住所:

・ご連絡先 TEL: